

介護保険料が変わります

介護保険料は、40歳以上の方から納めていただくもので、介護が必要になった方へのサービスや介護を予防するための費用として使われており、高齢者の介護を社会全体で支えるために役立っています。

介護保険料は3年ごとに見直され、平成27年度からは第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）に基づく新しい保険料になります。

介護保険の財源

介護が必要な方の介護サービス費用のため財源は、保険料と

■介護保険の財源内訳（利用者負担は除く）

保険料		公費		
65歳以上の方の保険料 22%	40歳～64歳の方の保険料 28%	国の負担 25%	県の負担 12.5%	市の負担 12.5%

公費で半分ずつ賄われ、保険料のうち22%が、65歳以上の方の保険料となっています。

また、65歳以上の方の保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに決まります。

保険料の基準額

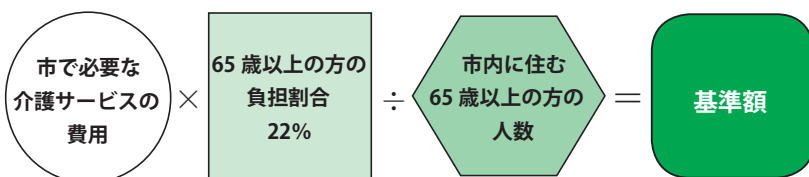
高齢者人口や要介護・要支援者の増加、サービス量の増加などにより、3年間で約96億円の給付額が見込まれます。

市では保険料について、所得に応じた適正な保険料負担の趣旨から、所得段階設定をこれまでの8段階区分から13段階区分とします。また、保険料の抑制を図るため、介護給付費準備基金の積立金を取り崩しを行いました。

介護保険料の所得段階

65歳以上の方の介護保険料は、本人や世帯の住民税の課税状況や所得金額によって決まります。平成27年度～29年度の介護保険料は、下の表のとおりです。

基準額の算出イメージ



問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎58
21111 (内線1173)

■介護保険料の所得段階表（平成27年度～29年度）

所得段階	住民税	対象者	保険料率	保険料（年額）	
第1段階	本人が非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している人 老齢福祉年金を受給している人 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 	基準額 × 0.45	28,740円	
第2段階			前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額 × 0.75	47,900円
第3段階			前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている人	基準額 × 0.75	47,900円
第4段階			前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.90	57,480円
第5段階			前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている人	基準額	63,870円
第6段階	本人が課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.20	76,640円	
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 × 1.30	83,030円	
第8段階		前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 × 1.50	95,800円	
第9段階		前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.70	108,570円	
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.90	121,350円	
第11段階		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額 × 2.10	134,120円	
第12段階		前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額 × 2.30	146,900円	
第13段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 × 2.50	159,670円	

※ 40歳～64歳の方の介護保険料については、加入している各医療保険者へお問い合わせください。